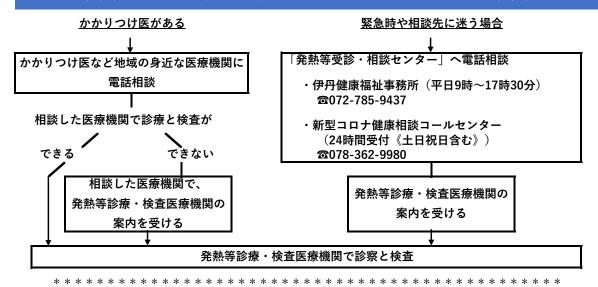
◆◆◆ 発熱などの相談と受診の流れ ~まずは電話で相談を~ ◆◆◆



児童生徒が、

1	新型コロナウイルスに感染した場合	\Rightarrow	保健所	から指示さ	された自宅	等への待機	幾期間(入	院の場合、入院
			期間を	含む)をと	出席停止と	する。		
2	濃厚接触者に認定された場合	\Rightarrow	保健所	から指示さ	された自宅	待機期間を	と出席停止	とする。
3	医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合	\Rightarrow	結果が	判明するま	での期間	を自宅待機	と 期間とし.	出席停止とす
	(念のための検査を含む)		る。					
4	発熱 [※] がある場合	\Rightarrow	解熱後	2日を経過	するまでの	D期間を自	宅待機期間	引とし、出席停止
			とする	0				
	熱中症等、発熱の原因が感染症以外の傷病であ				0日目	1日目	2日目	3日目
	ることが医師の診断により明らかな場合はこの			発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	解熱後 3日目
	限りではありません。		,	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
			* イン	ノフルエンち	げ(疑いを含	含む)等、特	学校感染症で	であると診断され
			-	•				であると診断され 出席停止期間に
			た場	•	ではなく、			
5	発熱※はないが、風邪症状がある場合	⇒	た場 従っ	場合は、上記	記ではなく、 、。	該当の学		
5		⇒	た場 従っ	場合は、上記 ってください	記ではなく、 、。	該当の学		
(5)	発熱 [※] はないが、風邪症状がある場合 花粉症等、医師により症状の原因が特定されて	⇒	た場 従っ	場合は、上記 ってください	記ではなく、 、。	該当の学		
5		⇒	た場 従っ	場合は、上記 ってください	記ではなく、 、。	該当の学		
	花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。		た場 従っ 症状が	湯合は、上記ってください 消失するま	さではなく、 い。 で出席停	該当の学 権	交感染症のと	出席停止期間に
	花粉症等、医師により症状の原因が特定されて		た場 従っ 症状が	場合は、上記 ってください	さではなく、 い。 で出席停	該当の学 権	交感染症のと	出席停止期間に
	花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。		た場 従っ 症状が	湯合は、上記ってください 消失するま	さではなく、 い。 で出席停	該当の学 権	交感染症のと	出席停止期間に
6	花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。 発熱**はないが、味覚障害や倦怠感等、	⇒	た場 従 ・ 症状が 登校を	場合は、上記ってください 消失する 記 対 控え自宅行	さではなく、、。 そで出席停 ・ ・ ・ ・ ・ 機期間と	該当の学 格 止とする。 し、出席係	交感染症の と	出席停止期間に
6	花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。 発熱 [※] はないが、味覚障害や倦怠感等、 新型コロナウイルス感染が疑われる場合	⇒	た場 従: 症状が 登校を 同居家	湯合は、上記 でください 消失する 記 控え 自宅名 族に高齢	さではなく、、、。 そで出席停 特機期間と 者や基礎疾	該当の学 相 止とする。 し、出席何 患がある 看	交感染症の と 亭止とする。 者がいるな	出席停止期間に

- ※ 一般的に発熱は37.5℃以上ある状態を指します。平熱や体調には個人差があるため、あくまで参考値としてください。
 - Q: 発熱があったため受診したところ、「風邪」だと言われました。症状が治まったら登校してもよいですか。
 - A: 「風邪」とはウイルスや細菌感染によっておこる上気道の急性炎症をいいます。 感染症拡大防止のため、解熱後2日を経過するまでは自宅待機をお願いします。

児童生徒と同居する家族等が、

⑧ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間と
	し、出席停止とする。
⑨ 医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、児童生徒も自宅待
(念のための検査を含む)	機期間とし、出席停止とする。
⑩ 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 濃厚接触者である家族等のPCR検査の結果が陰性であり、保
	<u>健所から濃厚接触者以外の家族に対する外出制限等の指示がな</u>
	<u>い場合は登校可とする。(R3.3.8変更点)</u>
① 発熱等の風邪症状があった場合	⇒ 登校可とする。(R3.3.8変更点)

- ・川西市立幼稚園、認定こども園、保育所とは所管が異なるため、一部取り扱いが異なることがあります。
- ・ 今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。